

(別紙)

## 登録取消し処分

処分日：令和4年5月25日

業者名（代表者名） ・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
株式会社商工ビジネスバンク （塚田 陽一） 東京都知事（1）第31743号 令和元年5月27日	新宿区西新宿三丁目5番12号 トーカー新宿第2キャステール61 1号	・貸金業法第24条の6の5に該当（※）

## 【参考】

（※）貸金業法第24条の6の5第1項第1号（登録の取消し）

登録を受けた貸金業者が一定の要件に該当する場合には、その登録を取り消さなければならないと定められています。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。  
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>